

休職した方がいたら・・・

- 1 6月から12月までに休職に入り、一括徴収できなかった市・県民税は、普通徴収という方法で本人より納付していただきます。休職される方にもあらかじめご説明ください。
- 2 復職して、再度特別徴収を希望される場合は、特別徴収への変更依頼書を提出してください。

記載例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

※異動の事由が発生した翌月10日まで必ず提出してください。

	申告支援	基	幹		
年度	/	/	/	/	/
年度	/	/	/	/	/

令和 6 年 10 月 3 日	大仙市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 郵便番号 014 - 0053 大仙市大曲花園町1番1号	特別徴収義務者 指 定 番 号 7012345678						
株式会社 大仙産業 取締役社長 大仙 一二				受 給 者 番 号 0001						
連絡者の 係、氏名 及び電話 番号				係 総務係 氏名 大仙 一子 電話 (0187) 63 - 1111						
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以 降 退職時までの 給 与 支 払 額
フリガナ	ダイセン タロウ		円	6	円	8,000	6	1. 退職(普・障) 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ()	1. 特別徴収継続 A欄へ 2. 一 括 徴 収 B欄へ 3. 普 通 徴 収 C欄へ	円 1,234,567 控 除 社 会 保 険 料 額 円 123,456
氏 名	大仙 太郎 (旧姓)									
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
生年月日	T S H 50 年 8 月 31 日									
(1月1日現在の住所・・・必ず記入願います)										
旧 住 所	大仙市大曲栄町13番50号									
(給与の支払を受けなくなった後の住所)										
新 住 所	同上									

AまたはBに該当する場合は、未徴収税額(ウ)の徴収方法について記入してください。

A 特別徴収継続		特別徴収義務者指定番号	
		個人番号又は法人番号	
所在地	〒		
名 称 代表者			
担当者		電話	
上記特別徴収義務者へは 月割額 円 を 月分 (月 日納期) から徴収するよう連絡済です。			

B 一括徴収	
未徴収税額(ウ)を退職時に給与等 から徴収します。	
一括徴収した 税額 円 は、 月分 (月 日納期) で納入します。	

C 普通徴収	
未徴収税額(ウ)を ご本人が支払います。	
(市役所から退職者 本人宛に税額通知)	

注意 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。